

令和6年国東市農業委員会

第10回（10月）総会議事録

1. 開催日 令和6年10月10日（木）午後2時00分～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 12名出席
4. 欠席委員 3番 豊田委員、9番 森委員 （13番 徳丸委員は令和5年8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第55号 農用地利用集積計画について
 - 議案第56号 農用地利用配分計画について
6. 報告事項
 - 農地変更届について
7. 協議事項
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	定刻になりましたので、令和6年第10回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。 では、本日の資料を確認します。 (資料確認終了) 出席確認 本日は、3番 豊田委員と 9番 森委員が欠席で、13番 徳丸委員が令和5年8月いっぱいで辞任し1名欠員ですから、在任委員総数14名中12名の出席となります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。 それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。10番 藤原委員、11番 松原委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それではさっそく議事に入ります。 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請、申請番号53番から申請番号56番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
松原委員	申請番号53番ですが、国見町岐部の方が国東町横手まで来て耕作されるのでしょうか。
事務局	申請書提出時に譲受人に確認しましたところ、車で約25分の距離とのことで、横手に他に農地を持っているかは確認していませんが、耕作に問題なしと判断しています。

松原委員	横手に農業用機械を置いているのでしょうか。トラクターが現地にあれば問題ないと思いますが。
事務局	トラクター 2 台とコンバイン 1 台田植え機 2 台所有しているというのは申請書に記載されているのですが、どこに保管しているかまでの確認はできていません。
議 長	申請者は女性の用ですが、女性 1 人で耕作されるのですか。
事務局	申請者は、女性ですが世帯員はご夫婦で 2 人で耕作されるようです。
藤本委員	たぶん大丈夫です。
議 長	国見の方が言うのであれば問題ないと思います。
松原委員	わかりました。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	申請番号 54 番ですが、譲受人を知っているのですが自分で耕作するのでしょうか。内田の営農組合にも多くの農地を貸していると思うのですが。 過去に今市地区の農地を買う話が出た時に 5 反要件があった時でだめになったこともある方なので。
議 長	貸し付けている農地もあるみたいですね。
吉本委員	貸付は今市の農事組合にしていると思いますが、今回は別の農事組合なのかどうかでしょうか。
事務局	特に情報は持っていません。
議 長	3 条申請ですから自ら農業をするということでの取得でしょうからね。今後受付をする際は、その辺も確認しておいてください。

事務局 議 長 高木推進委員	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。 (資料に沿って説明) 議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請、申請番号 10 番、13 番、16 番について事務局より説明がありましたが、本日は都合により、まず申請番号 10 番についてのみ審議をします。つきましては、本日ご出席の高木農地利用最適化推進委員から補足等説明をお願いします。 (申請番号 10 番について補足説明) 事務局・推進委員の方から説明がありましたが、先ほども言いましたように、まず申請番号 10 番についてのみ審議し採決させていただきますので、ご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、議案第 54 号のうち申請番号 10 番について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 54 号農地申請番号 10 番については、全会一致で承認されました。 それではここで高木推進委員については都合により退席され
-------------------------------------	---

有長推進委員 議 長	ます。 (高木農地利用最適化推進委員退席) 次に、議案第 54 号の申請番号 16 番について審議したいと思います。まず、本日まで出席の有長農地利用最適化推進委員から申請番号 16 番について補足等説明をお願いします。 (申請番号 16 番について補足説明) 申請番号 16 番について、事務局・推進委員の方から説明がありましたが、先ほども言いましたように、申請番号 16 番についてのみ審議し採決させていただきますので、申請番号 16 番についてご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、議案第 54 号のうち申請番号 16 番について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 54 号農地申請番号 16 番については、全会一致で承認されました。 それではここで有長推進委員については都合により退席されます。 (有長農地利用最適化推進委員退席) それでは、前回総会で保留としました議案番号 54 号の残る申請番号 13 番について審議したいと思います。ご意見・ご質疑はございませんか。 先程始末書について説明がありましたが、前回総会では農地を転売目的で取得したとみなされてもおかしくない状況ではないかというご指摘だったと思いますが、始末書にあるような事情があったとのことです。一方、転用者は既に金融機関や住宅メーカーと、契約を済ませているようであり、売る方に問題はあったとしても買う方には問題はなく、前回保留としたことにより少な
--------------------------	---

	らず影響があるのではないかと懸念があります。そういった事実関係や事情をご説明しておきます。それではご意見・ご質疑はございませんか。
上原委員	若い方が家を建ててくれることはとてもいいことだと思います。
佐藤副会長	始末書の内容を見ますと、致し方ないのではないかと思います。
議 長	始末書については、大分県農業会議などでは極力手書きでと指導しているところです。申請者が内容を理解していないにもかかわらず行政書士が作った始末書に印鑑を押しただけのものが多く見受けられることから申請者が手書きしたものとするよう指導していると思いますが、今回の始末書は手書きでないのですが本人が書いたものでしょうか。
事務局	行政書士等は間に入っていないので、ご本人が考えて作成したものだと思っています。
佐藤副会長	前回総会で、3条で購入していて農地として使っていない中で5条申請となったので、転売目的の3条申請だったのではないかとこの指摘を差し上げたのですが、今回の始末書で完全に説明されていますので、今回は異議はございません。
議 長	いろいろと懸念されるところはあると思いますが、致し方ないと判断されるということでしょうか。
吉本委員	近くの資材置場に転用した部分も、そのうち分譲住宅にするのではないかと思いますけどね。
佐藤副会長	その辺は市民の皆さんが判断されるのではないのでしょうか。
議 長	今回の売り主が、今後農地取得の申請をするようなことがあれば、よほどの注意をして対処する必要があると事務局にも伝えているところではあります。
上原委員	会社で農地を買っているのでしょうか。

事務局	今回申請地周辺の土地に関しては、農地は個人で、その他の地目の土地は会社で取得しているようです。
議 長	本人が宅建を持っているんでしょうから、その辺は詳しいでしょうからね。
上原委員	家を建ててくれることはとてもいいことだと思いますけどね。
議 長	家を建てる方の方は、この申請が許可されなかった場合、銀行や住宅建設業者との契約を破棄することは難しい状況であるみたいなので、かわいそうな気がするのですが、売り主については始末書にあるような状況だったとのことですが、いかがなものでしょうか。
佐藤副会長	今後も、気をつけて売り主については注視していくということで。
議 長	では、今回の売り主が今後農地取得の申請等するときは事務局で注意して受付を行うことと、総会場で皆さんに説明できるようにしておくということで承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
松原委員	今後もこういうことがあった時は、なし崩し的にしかたないということになってしまうのですかね。
佐藤副会長	今回の件は、始末書で完全に説明されているので仕方ないということになるわけですね。我々としては、始末書の内容は性善説であり正しいと信じて審議するしかないわけですから。
松原委員	それはそうですけど。
議 長	始末書を出せばいいということで論議されたのでは困りますよね。
佐藤副会長	明らかに農業ができるところでこれをやられたら今回のような結論にはできないと思いますが、今回の申請地については現地

	を見たらわかると思うのですが絶対農業ができにくい状態だと思うので今回の結論になるわけですね。 広い農地で3条申請で取得して5条申請してきたらおかしいと思いますよね。
吉本委員	市議会議員の奥さんだからということで仕方ないとするのであれば、よくないと思いますよね。
上原委員	定住促進のため、住宅建設用地を作ることはいいいことだと思いますが、指摘されるようなことをせずにやってほしいですね。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 54 号 申請番号 13 番についても全会一致で承認されました。 次に、議案第 55 号 農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 55 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
松原委員	No.1 と No.11 から No.20 の法人については再設定で3年となっていますが短いと思うのですが良いのでしょうか。何か理由がありますか。
事務局	理由は確認しておりませんが、当該法人については問題ないと判断しています。
佐藤副会長	今回、更新前の契約は何年になっているのでしょうか。
事務局	お時間をいただければ確認してきます。(退席)
議 長	それでは調べてくる間に、次の議案を先に審議します。議案第 56 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局	ます。 (資料に沿って説明)
議 長	議案第 56 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 56 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 56 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。 議案第 55 号はまだ終わっていませんが、次に、報告事項、農地変更届について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	報告事項、農地変更届について事務局より説明がありました。報告事項ですが、ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 55 号の再設定の 3 年間について前の契約が何年だったか確認できたようですので報告してください。
事務局	前回の契約も令和 3 年の 1 1 月に 3 年間でされていました。当該法人は 3 年ごとの契約を行っているようなので問題はないと判断しています。
議 長	それでは、当該法人が次回契約の際は 3 年契約に何か理由があるのか聞いておいてください。 それでは、議案第 55 号 農用地利用集積計画について、ほかにご意見・ご質疑はございませんか。

	(質疑・意見なし) それでは、議案第 55 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 55 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。 以上で議事は終わりです。 その他なにかあれば事務局からお願いします。
事務局	(農業委員・農地利用最適化推進委員の改選についての説明、12月総会時の「現地研修会」等の告知)
議長	「現地研修会」については、11月総会までに案を作っていた だき研修先等の決定をしましょう。 その他何かあればお願いします。
吉本委員	農業委員会で決まったことについて、何かペナルティ的なことができないか話をした方がいいのではないかと思います。何があっても始末書で終わっているような気がするからです。何らかの方法で国東市としての決まりができないのかと思います。3条で広大な農地を取得しておきながら1年以上経過しているのに何もしていない状況で、どう対応してよいかわからない。
事務局	ご指摘の農地については、先日、現地確認に行きました。養蜂箱が30箱程度設置されて蜂が入っていましたが、周辺の草刈りはされていない状況でした。 5月に行ったときは、周辺を少し草刈りしていたのですが、今回は養蜂箱は増えていたのですが、周辺の管理はできていない状況なので、今後も定期的に監視してお話等もしていきたいと思います。
吉本委員	私も機会があるたび見ていきますから。
議長	それは、事務局も時々連絡してみてください。

事務局	その他、何かありませんか。 次回 11 月総会終了後に「農業者年金加入推進地区別会議」を農地利用最適化推進委員さんと合同で実施しますので、全員のご出席をお願いいたします。
議 長	ほかに全体を通じてご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) 本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。
副会長	それではこれをもちまして、第 10 回農業委員会総会を終了いたします。 議 長 議事録署名委員 議事録署名委員